

京都市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年6月30日

京都市長 榎本頼兼

京都市規則第27号

京都市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

京都市印鑑条例施行規則の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第17条」に、「第17条～第27条」を「第18条～第28条」に、「第28条・第29条」を「第29条・第30条」に改める。

第29条を第30条とし、第28条を第29条とする。

第3章中第27条を第28条とし、第23条から第26条までを1条ずつ繰り下げる。

第22条第2項中「第17条第2項」を「第18条第2項」に改め、同条を第23条とする。

第21条を第22条とし、第17条から第20条までを1条ずつ繰り下げる。

第2章中第16条を第17条とし、第11条から第15条までを1条ずつ繰り下げる。

第10条第2項中「第8条第2項」を「第9条第2項」に改め、同条を第11条とする。

第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(登録をしない旨の届出)

第5条 条例第6条の2第1号の規定による印鑑登録をしない旨の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 届出者の氏名及び住所
- (2) 代理人が届け出る場合にあっては、印鑑登録をしない者の氏名及び住所
- (3) 印鑑登録をしない者の生年月日
- (4) 印鑑登録をしない旨

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第4条関係）

1 印影に係る原票

印影		登録番号
----	--	------

2 印影以外の事項に係る原票

氏名	生年	月	日
住所			
登録番号	登録年月日	抹消年月日	抹消事由

第3号様式中「第5条関係」を「第6条関係」に改め、同様式備考以外の部分を次のように改める。

印鑑登録証
登録番号 _____
京都市 区長 印

第4号様式中「第14条関係」を「第15条関係」に改め、同様式1を削り、同様式2を同様式とする。

第5号様式中「第15条関係」を「第16条関係」に改める。

第6号様式中「第18条関係」を「第19条関係」に改める。

第7号様式中「第26条関係」を「第27条関係」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の京都市印鑑条例施行規則の規定により交付された印鑑登録証明書は、この規則による改正後の京都市印鑑条例施行規則の規定により交付された印鑑登録証明書とみなす。

(文化市民局市民生活部区政推進課)